

南大隅町スマート農業導入事業【雑木・草刈り機付きシヨベル】運用要綱

（目的）

第1条 農地とその維持に必要な地域資源等の保全、また斜度のきつい法面や耕作放棄地等の草刈作業を請け負うことで、農業者の作業省力化と作業効率の向上を目的とした農用推進を図る。

（対象）

第2条 雑木・草刈り機付きシヨベル（以下、「本機」という。）を利用できるものは、町内に農地を有する者（借地も含む）に限る。但しその他町長が認めるものはこの限りではない。

（貸出要件）

第3条 本機は、次に掲げる要件全てに同意した場合に、利用できるものとする。

- （1）本機のみでの貸し出しは行わず、操縦者及び作業補助者の派遣も含めた利用とする。
- （2）町内の農地等の草刈作業のみの対応となり、集草作業は行わない。

（借用申請）

第4条 本機の利用を希望する者（以下、「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて作業を受けようとする日の7日前までに町長へ申請しなければならない。

- （1）雑木・草刈り機付きシヨベル利用申請書（様式1号）
- （2）作業範囲を記した図面又は写真

（貸出の許可）

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、現地確認の上、適当であると認めたときは、雑木・草刈り機付きシヨベル利用許可書（様式2号）を申請者に交付するものとする。

（費用負担）

第6条 本機の利用料は、作業時間1時間当たり2,500円（燃料代込み）とする。また、作業時間は作業場所到着時から作業終了までとする。

（作業終了報告兼請求及び支払い）

第7条 町長は、作業終了後速やかに作業終了報告書（様式3号）及び納付書を申請者へ送付するものとする。その後、申請者は支払いを行うものとする。

（貸出台帳の整備）

第8条 町長は、本機の予約状況を明らかにするために、雑木・草刈り機付きシヨベル予約台帳を作成し、管理しておかなければならない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。